

緊急通報システムとは？

▶どんな事業？

住み慣れたご自宅での安心した生活を支援するため、受信センターの相談員に24時間365日つながる装置を貸し出す事業です。

申請時に登録した持病や利用中に蓄積された体調情報などのご利用者様データを基に、看護師等専門職で経験豊富な相談員が対応します。

▶事業の対象となる方

以下の2つをいずれも満たす方が対象となります。

- ・65歳以上または身体障害者1・2級保持の方で、一人暮らしまたは世帯員が疾病等で緊急対応できない方
- ・本人及び同一住所に住民票がある一親等内親族の市民税所得割額が合計16万円未満の方
- ・固定電話型装置をご希望のかたは、固定電話機を自己所有していること。携帯電話型装置をご希望のかたは、固定電話機または携帯電話機のいずれかを自己所有していること

▶こんな時は、遠慮なくご利用ください！

- ・急病・発作・突発的な事故など、緊急に助けを求めたいとき

通報を受けた相談員が対応し、内容に応じて救急車の手配又は協力員の駆け付けを依頼するとともに、緊急連絡先へ報告します。協力員が駆け付けられない場合は、警備会社の警備員が駆け付けを行います。

- ・健康に不安があり相談したいときなど

健康相談のほかにも、医療機関のご案内や介護に関するご相談についても、対応いたします。

- ・使い方の確認がしたいとき

試し押しなども、ご遠慮なく行っていただいても結構です。

▶装置は2種類から選べます。

- ・固定電話装置＋ペンダント型発信機

電話線と固定電話の間に接続し、ボタンを押すと固定電話回線を通じて発信できます。本体にはマイクとスピーカーがあるため、電話機から離れていても通話できます。

ペンダント型発信機は発信専用の機械としてご自宅敷地内で利用でき、ボタンを押すと本体装置を介して通話できます。

- ・携帯電話型装置

固定電話がない方でもご利用できます。携帯電話回線を用いますが、こちらもご自宅でのみ利用可能です。



▶ご利用には月額料金がかかります。

設置月翌月から撤去月までの間、3ヶ月ごとに以下の利用料金を口座引き

落としにてお支払いいただきます。その他の費用（工事費・通信費・警備員
駆付費など）は原則かかりません。

なお、月額利用料金は当年の課税情報を基に年に一度改定します。

- ・課税世帯 800円/月（令和6年10月1日改定）
- ・非課税世帯 300円/月（令和6年10月1日改定）
- ・生活保護世帯 0円/月

▶ご利用までの流れ

以下の流れで、申請から概ね1ヶ月程度で設置となります。

申請書類は、ケアマネジャー、担当の地域包括支援センター、柏市高齢者
支援課のほか柏市ホームページでもご入手いただけます。

- ①（利用者） 申請書一式を市に提出
- ②（市） 審査を行い、要件を満たす場合に利用決定
- ③（利用者） 決定通知同封の口座振替申出書を市へ提出
- ④（委託業者）口座確認後、設置のための日程調整連絡
- ⑤（委託業者）設置工事（+回線状況確認、利用方法説明）

▶申請にあたってご確認ください。

①緊急連絡先について

利用者様の緊急時に意思確認を行う場合があるなど、重要な役割です。
ご親族などを必ず登録してください。

②協力員について

お住まいの地区担当民生委員に協力員承諾を得てください。事後的な情
報提供や電話がつながらない場合の状況確認などが主な役割となります。
加えて、近隣の親族や友人知人に依頼できる場合は、駆け付け業務を含
む一般の協力員としての承諾を得てください。

③土地立入について

救急車が到着し玄関に鍵がかかっている場合、窓等を破壊し侵入する場
合があります。その際の修理費用は負担しません。

また、鍵の預かり対応は行っておりませんが、利用者が設置したキーボ
ックスの番号の共有は可能です。

④装置・回線について

固定型装置はNTTアナログ回線を基本とし、回線種類によってはサー
ビスの一部又は全部を利用できない場合があります。

携帯型装置の御利用は、充電操作が可能な方に限ります。

⑤月額料金以外の費用が発生する場合について

機器の破損・紛失の際には機器代、利用途中の機器種別変更の際には機
器代及び工事費に相当する費用がかかります。

▶委託事業者

ALSOK あんしんケアサポート株式会社

▶お問い合わせ先▶
柏市高齢者支援課 介護サービス担当
04-7167-1135（直通）